

精神障がい者手帳のご利用について

真岡鐵道をご利用いただきありがとうございます。

2025年4月1日からJR東日本において精神障がい者割引を開始します。

真岡線内からJR線内へ跨いでご利用の際(最終下車駅がJRの駅)は精神障がい者手帳が等級の表記ではなく種別記載の精神障がい者手帳が必要になります。

真岡線内からJR線内を跨いでご利用の場合は事前に各自治体で精神障がい者手帳の記載手続きをお願いいたします。

詳細については、JR東日本へお問い合わせをお願いいたします。

利用範囲	精神障がい者手帳
真岡線内(下館⇄茂木間)のみをご利用の場合	1級、2級、3級または1種、2種どちらの記載でもご利用いただけます 〈1級、1種〉 ・本人単独 本人および介護者1名 50%割引 〈2級、3級、2種〉 ・本人単独 50%割引
真岡線内からJR線内を跨いでご利用の場合	手帳に1種、2種の記載および顔写真の添付があるものがご利用いただけます 〈1種〉 ・本人単独 片道100kmをこえる区間 50%割引 ・本人および介護者1名 制限なし 50%割引 〈2種〉 ・本人単独 片道100kmをこえる区間 50%割引

※真岡線内のみ(下館⇄茂木間)でのご利用は今までとおりの等級と種別どちらの記載でもご利用いただけます。

お客さまのご理解ご協力をお願いいたします。